

奈良市HACCP普及推進会議開催要項

(趣旨)

第1条 平成29年度奈良市地域連携HACCP（以下「ハサップ」という。）導入実証事業に基づくハサップの普及推進に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、奈良市HACCP普及推進会議（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) ハサップを導入するに当たっての課題及びその対応策に関すること。
- (2) 地域におけるハサップの普及方策に関すること。
- (3) その他ハサップの普及推進に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 業界団体の関係者
- (3) ハサップに取り組むモデル事業者
- (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 会議の参加者は、その互選により、会議を進行する座長を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 会議の開催は、平成30年3月30日までとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、生活衛生課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要項は、平成30年1月16日から施行する。